

2024年度 第5回 理事会 抄録

日 時： 2024年12月7日（土） 13：30～16：41

場 所： 日本理学療法士協会会館

出席者：

理 事： 齊藤、大工谷、吉井、佐々木

谷口、板倉、黒澤、白石、友清、湯元、伊藤、内山、岡持、小川、
高橋、西山、野崎、長谷川、藤澤、松井、山根

監 事： 太田、櫻田、辺土名

欠席者

理 事： 清宮、大淵

監 事：

I. 審議事項

(全2題)

1. ブロック援助金について	(谷口専務理事)	承認
<p>ブロック援助金について審議がなされ、賛成19、保留1名で承認された。</p> <p>(主な内容)</p> <p>10月19日の理事会においては提案内容で決議されたが、決議の際には付帯決議として都道府県理学療法士会からの十分なコンセンサスを得た上であるということであった。</p> <p>組織運営協議会での意見から十分なコンセンサスが得られていなかったと判断し、今後の進め方を変更するため、審議がなされた。</p> <p>○組織運営協議会での主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none">・士会によって金額に差が生じる・行政からの資金の流れについての説明がしづらい。・法人としての資金の流れ等（会計処理方法も含め）を明確にしていきたい・士会の意見を踏まえた議論をしていただきたい・現状からの減額になる。ブロックの実情を踏まえ、再検討いただきたい <p>○10月29日常任理事会での主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none">・理事会審議までのプロセスなどについて確認が不十分だったことを反省する必要がある。・意見交換のプロセスは丁寧に行われたと理解しているが、合意が得られていたかどうかの確認が必要である。・資金の流れについて意見が分かれていると思われる。過去の意見などを確認し、今後の進め方を整理する必要がある。・これまでに反対や懸念する意見がどれくらいあったのかに把握できると良い。 <p>○11月17日業務執行理事会</p> <ul style="list-style-type: none">・会計報告の重要性を考慮し、ブロックに拠出した資金については、使用用途が適切であることを証明する報		

告書の提出が本来は必要と思われる。

- ・会計上の問題を解決するために、ブロック援助金は本会から都道府県士会を經由して拋出する形としたほうが望ましいと思われる。
- ・長期計画的に検討を重ねた方が良く、結論をいつ出すのかを明確にすることが重要
- ・理事会として、本件をどう取り扱うかの方針を決定し、その上で都道府県士会との個別の意見交換を行うことが望ましい。

○今後の方針

- ・次年度は今年度と同様の援助金とする
- ・法人としての会計処理方法等についての情報収集をする
- ・士会との意見交換を、士会長（ブロック単位あるいは組織運営協議会等）との意見交換を重ねて、丁寧な見直しをした上で進めていく

（主な意見）

- 管理費や収益事業などの勘定項目に関する情報や、法人間の資金流れについて税理士等を含めて情報収集を行った方がよい。
- 「士会との意見交換」について、都道府県理学療法士会の方々にご理解を得るためにも、もっと丁寧に対応すべきである。また、意見を一問一答式で事前に提示し、ロードマップを示すとよい。
- ブロックの問題について議論が必要である。当初のブロック援助金の意味は失われており、助成金のあり方を再考すべき。
- 都道府県理学療法士会の援助金の受け方については、本会として言及しにくい部分がある。
- 本会と都道府県理学療法士会の役割の分担を明確にすべきである。各ブロックの余剰金についても確認が必要である。
- 助成金の適正な使い道や残高の確認が必要であろう。
- ブロックを残すかどうかの議論ではなく、定款及び諸規則の改正時に「ブロックに区分する」という表記になった。ブロック設置は都道府県理学療法士会の要望であり、本会は助成する立場である。ブロックは行政的区分でよいが、実体が必要なら検討の余地がある。
- 都道府県理学療法士会の会長や代表者と意見交換を重ね、理解を得るべきである。都道府県理学療法士援助金についても黒字会計が続いている場合は、援助の継続が必要か議論すべきである。会費減額の議論もあるため、財務体質を安定させる必要がある。
- 黒字であれば助成金を出さないという考え方は行政の補助金に近い。会計報告を求めるかどうかも含め、どちらの考えでいくかの整理が必要である。
- 臨時理事会の開催理由を速やかに説明し、ステートメントを出すべきである。

2. 本会の業務執行体制及び組織体制に関する懸念事項に一定の方向性及び見解を求める件
(小川理事)

採決なし

本会の業務執行体制及び組織体制に関する懸念事項に一定の方向性及び見解を求める件について、採決はなされなかった。

（主な内容）

本会のここ数年の理事会機能について、混乱と停滞が日常化していることについて重大な懸念を生じており、このことは先の組織運営協議会や総会において各所に亘り指摘を受けているところである。については以下の組織的基本事項について理事会として一定の方向性を共有し、安定感・安心感のある協会運営を実現する事が必

要と考える。

1. 組織及び事業運営に関する事項

- ① いわゆる社員理事の今後の取り扱いについて
- ② 代表理事、雇用権者、任命権者が事実上、同一人であることについて
- ③ 常勤役員の任期の上限について
- ④ 執行理事各職位の職責について
 - 1) 業務執行理事：会長・副会長・専務理事・業務執行理事
 - 2) 理事：理事と業務執行理事
- ⑤ 専従理事の離任後の生活保障について
- ⑥ 事業評価・検証制度について
- ⑦ 外部理事・監事の選任（2025/4～）について

2. 会計について

- ① 赤字での予算案提出について
- ② 部門会計と事業評価について
- ③ 役員報酬の適正化について
- ④ 役員勘定について
- ⑤ 情報開示への姿勢と透明化の推進について

上記の 12 項目について、会員の理事会への信頼を高め、今後の協会運営を安定且つ円滑ならしめるため、理事会としての意思の共有及び確認をしたい。個々の項目について理事会での建設的議論の上での決議とその共有を求める。

※公益法人法上、本議案を採決することは難しく、採決はしないことが議長から述べられ、提出者も了承した

(主な意見)

- ・ 全てではないにしても、事業の評価・検証などは中長期計画に含まれている。公益性をより高く担保していくことに繋がるように進めるとよい。
- ・ 課題の認識を理事会として共有することが非常に重要である。
- ・ 課題解決のためのプロジェクトを設置するなど、理事会として取り組むことが必要と思われる。
- ・ 公益法人法に従い、理事会で決議することは難しい。
- ・ 大事な論点整理であり、今後協議し進めていくとよいと思われる。
- ・ 業務執行の範囲にあるものもあれば、そうでないものもあるし、諮問事項としたほうがよいものもある。議題の進捗の整理の中でこの 12 項目についてしっかりと課題として認識し確認する。着実に取り組み、それを執行の中で解決していくことが重要である。

II.報告事項

(全1題)

1. 市区町村担当窓口の設置について

(谷口専務理事)

市区町村窓口の設置について報告がなされた。

(主な内容)

組織運営協議会でいただいたご意見および10月29日日常任理事会、11月17日業務執行理事会でもいただいたご意見をもとに本会としての今後の方針を下記のように変更することについて、報告がなされた。

○組織運営協議会での主なご意見

- ・窓口設置の必要性は理解しているが、既存の窓口（3団体や支援センター等の窓口）が良いのではないか。
- ・情報公開の方法も含め、士会に任せて欲しい
- ・他団体（OT・ST）との調整は行っているのか

○10月29日日常任理事会での主な意見

- ・組織強化のためには会員を把握することが重要であり、その一環として窓口の設置は有効であると思われる。それらの点も含めて、理解を深めていただくための説明が必要である。
- ・リスト化された情報は「本会外には共有しない」などの記載にしたほうが良い。
- ・都道府県士会がバックオフィスとして行政との最初の接点を担当し、市区町村ごとに誰に話をもっていくかを決めるルートが作成できると良いと思われる。
- ・ボトムアップの形で窓口が設置された場合は、窓口担当者へ直接連絡が届くため、負担が大きくなる可能性がある。
- ・窓口設置状況の調査確認について、理想的な条件に合致しているかどうかを確認することが良いと思われる。
- ・確認用のシートを作成する際には、プルダウンで選択できるようにするなどの工夫が有効である。

○11月17日業務執行理事会での主なご意見

- ・都道府県士会それぞれの設置状況に応じた方向性の検討が必要なのではないか。適切に進めるためには、更なる情報収集が求められる。
- ・本件に関する検討部会は現在どのようなになっているか。
→検討部会は昨年度で終了し、現在は専務理事の所管で進められている。
- ・都道府県士会が抱える懸念材料について意見を聞きながら進めるべきである。
- ・都道府県士会における窓口設置に関しては、他団体と協力していることが多く、窓口の在り方は都道府県士会によって異なっても問題はないと思われる。
- ・本会の役割は、区市町村単位で一定以上の理学療法サービスが提供できる仕組みを作ることである。
- ・スポーツや産業理学療法分野については、理学療法に関する独自の窓口があった方がよいと考えられる。

○今後の方針

- ・窓口設置の方法や情報公開手段等については、士会に一任する
- ・本会HPへの公開は見送り、定期的な窓口設置状況を調査する

(主な意見)

- ・ 組織運営協議会の意見を踏まえ、次回理事会で審議事項として改めて提出し、しっかりと議論すべきである。
- ・ 市区町村窓口の設置は重要な方向性であり、市区町村の要望に理学療法士が対応できる体制をつくることの必要性はある。
- ・ 都道府県理学療法士会のペースに任せ、地域の実情を尊重しながら進めることが求められる。
- ・ 組織運営協議会への説明は次回理事会後では遅過ぎる。速やかに対応し説明すべきである。
- ・ 都道府県理学療法士会の既存の対応方法を尊重すべきであり、都道府県理学療法士会との意見交換を行うことが重要である。
- ・ 窓口設置の方法や情報公開手段については都道府県理学療法士会に一任してよいのではないかと。
- ・ 理事会の総意をまとめ、早急に都道府県理学療法士会に説明することが重要である。

以上